令和９年度
南あわじ市保育所等入所案内書

入所申込や保育所等利用などについてご案内しています。よく読んでいただいた上で、ご利用ください。市ホームページでもご案内しています。

申込受付期間

令和８年１０月１日（木）～１０月２０日（火）

市ホームページ
（様式ダウンロード・利用案内など）

申 込 方 法

オンライン申込

◎マイナンバーカードがなくても申込が可能です。
証明書は手続き途中で写真撮影するか、ファイルを添付します。

≪オンライン申込できない方≫
＊南あわじ市外の施設に申込をする方
（第1希望以外で市外施設を希望する場合を含む）
➡こども未来課窓口でお手続きください。

＊南あわじ市外に住民票のある方

【申込に必要なもの】
1.PC やスマートフォンなどのインターネット環境に接続できるもの
2.申込者の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）
3.保育を必要とする証明書

保育所等利用申し込みまでの手順

チェック
□1. 入所要件等の確認

利用案内書（本冊子）を読み、入所要件（保育を必要とする理由）や認定時間、利用できる時間などを確認する（p.2～5）

□2. オンライン申込の準備（アカウント登録）

申込に使用する電子申請フォーム「LoGo フォーム」のアカウント登録を行う（p.6）
※入所申込フォームからもアカウント登録可能です。

□3. 提出必要書類の準備

必要な書類を確認し、手元に準備する（p.8）

□4. 受付期間内（10/1～10/20）の申込

「LoGo フォーム」にログインし、申込む（p.9）

新規用

□5. （公立の場合）予約した施設の園庭開放に参加

➡予約日：　　月　　日（　　）　　時　　分 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 保育所（園）・こども園・幼稚園

南あわじ市教育委員会　こども未来課（市役所第１別館２階）
電話：０７９９-４３-５２１９

1. 入所要件等の確認

入所できる児童（「保育認定（２号認定・３号認定）」を受けられる児童）

入所要件

児童の保護者全員が次のいずれかの理由により保育の必要性があると認められる児童、かつ、１か月に６４時間以上、家庭で児童の保育ができないことが最低条件になります。

●保育を必要とする理由

(1)就労	保護者等が昼間に労働することを常態としている場合 （月間６４時間以上の就労）
(2)母親の出産等	母が妊娠中であるかまたは、出産後間がない場合 ※入所期間は、概ね出産予定日２か月前から出産後３か月までです。産後３か月が経過するまでに就労等証明の提出がない場合、退所となります。
(3)疾病・障害等	保護者等が疾病、負傷、または、精神や身体に障害があるため、児童を保育できない場合
(4)病人の看護等	保護者等が長期にわたり疾病や心身に障害のある同居の親族を常に介護しているため、児童を保育できない場合
(5)家庭の災害	震災、風水害等、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
(6)求職活動	保護者等が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、児童を保育できない場合 ※入所期間は３か月以内（４月入所の場合６月末まで）。入所後３か月が経過するまでに就労等証明の提出がない場合、原則、退所となります。
(7)就学	保護者等が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童を保育できない場合
(8)虐待・ＤＶ	児童虐待やＤＶのおそれがあるため、児童を保育できない場合
(9)育児休業取得	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合
(10)特例・その他	市長が認める前各号に類する状態にある場合

※３歳未満児の場合、「(9)育児休業取得」理由での入所はできません。

入所できる児童（「教育標準時間認定（１号認定）」を受けられる児童）

幼稚園・こども園の１号認定（午前８：３０～午後０：３０の教育時間）のみを希望される場合は、上記の「保育の実施を必要とする理由」は不要です。

クラス年齢（令和９年度）

令和９年４月１日時点の年齢がクラス年齢となります。

例：「３歳児クラス」の場合
…2023 年（令和５年）４月２日～2024 年（令和６年）４月１日生まれ

保育施設について

保育所(園) (2・3 号認定)	家族（父母や祖父母など）の皆さんが働いていたり、病気だったり、病人の看護にあたっているなど色々な事情のために、お子さまを家庭で保育することができない状況にあるとき、保護者の委託を受けてお子さまを保育する通所型の児童福祉施設です。
幼稚園 (1 号認定)	満３歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。 教育時間は午前中４時間で、家族が働いている・いないに関わらず、入園が可能です。午後の預かり保育を希望する場合は、保育所入所と同様に就労等の入所要件が必要となります。
認定こども園 (1 号認定) (2・3 号認定)	保育所と幼稚園の両方の機能を持っている児童福祉施設です。 保育を希望する場合は、保育所入所と同様に就労等の入所要件が必要となります。満３歳以上で午前の教育時間のみを希望する場合は、幼稚園入所と同様で家族が働いている・いないに関わらず、入園が可能です。
地域型保育所 (3 号認定)	保育を希望するお子さまで、主に０歳児から２歳児までを対象とし、少人数で保育する施設です。

※南あわじ市立幼稚園・認定こども園は３歳児から、私立幼稚園は満３歳から入園できます。

認定について

保育所等を利用するためには、南あわじ市から保育の必要性の有無等に応じた認定「教育・保育認定」を受ける必要があります。

認定には、３つの区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

区分	対象児童	保育の必要性	利用施設
１号認定（教育標準認定）	満３歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
２号認定（保育認定）	満３歳以上	あり	保育所(園)、認定こども園
３号認定（保育認定）	満３歳未満	あり	保育所(園)、認定こども園、地域型保育所

２号認定と３号認定については、保育が必要な時間（就労等の時間）に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の２つの区分に分けられます。

※保育が必要な時間は、保護者から提出された就労等証明書で確認します。

区分	保育が必要な時間（保育の必要量）	施設利用時間※
保育標準時間	就業等時間が**月１２０時間以上**	８時～18 時
保育短時間	就業等時間が**月６４時間以上** 120 時間未満	８時～16 時

※ 私立施設の利用時間は各施設で異なりますので、直接お問合せください。

注意!

以下の場合の保育の必要量、認定期間にご注意ください。

＊１「育児休業」「求職活動」の場合：短時間認定

＊２「求職活動」の場合　　：認定期間は、入所月から３か月間

＊３「妊娠・出産」の場合　　：認定期間は、産前約２か月、産後約３か月間

※上記１，２は、３か月以内に就労等証明書の提出が必要です。提出がない場合、退所となります。

利 用 時 間【幼稚園・こども園】（１号認定）

１．通 常 保 育　　※私立施設については、直接ご確認ください。

月～金曜日	教育時間　　８時 30 分～12 時 30 分（昼食有） 預かり保育　12 時 30 分～16 時 00 分※

※長期休業日(春・夏・冬休み)があります。
※預かり保育利用には就労等での保育認定が必要です。預かり時間は、8：30～16：00（幼稚園のみ。こども園では預かり保育を実施していません）。

利 用 時 間【保育所・認定こども園】（２・３号認定）

１．通 常 保 育　　※私立施設については、直接ご確認ください。

月～金曜日	保育短時間　　８時 00 分～16 時 00 分 保育標準時間　８時 00 分～18 時 00 分※1
土曜日※2	８時 00 分～18 時 00 分(昼食有)注：短時間認定の園児は 16 時 00 分までです。 （実施場所）　八木保育所　※集約して１か所で実施しています。

※1　神代保育所・市こども園は 7：30～18：30
※2　就労等のため土曜保育を希望する場合は、申請が必要です。利用前月の 15 日までに通所中の保育所等へお申込みください(保護者の就労等証明が必要です)。

２．延 長 保 育（有料）　　※私立施設については、直接ご確認ください。

利 用 日	月～金曜日
時　　間	①全施設の短時間認定（通常 8：30～16：00）の方 16 時～18 時 ②神代保育所・市こども園の標準時間認定(通常 7：30～18：30)の方 ７時～７時 30 分・18 時 30 分～19 時
要　　件	共働きによる就労や通勤に時間を要する等のやむを得ない事情があり、認定時間を超えての保育が必要と認められる場合
利用方法	入所申込時、または、就労時間等に変更が生じる場合に保育所等へお申込みください。 （例 1）神代保育所（または、市こども園）利用で標準認定を受けているが、勤務先が遠方で迎えが 19 時前になる場合 （例 2）16 時までの短時間認定であるが、残業で迎えが 16 時に間に合わない場合　など
利用料金	通常保育料とは別に定めた月額保育料を翌月に口座振替により徴収します。保育料は世帯の課税状況により決定します（課税世帯の場合、月額 3000 円。この料金は、光熱水費やおやつ代となります。）

※買物や娯楽などの私的な理由による場合、または一時的な利用はできません。
※利用料は月額となりますのでご注意ください。

休園日【幼稚園・保育所・認定こども園】

日曜日・祝日・振替休日・年末年始（12 月 29 日～１月３日）

保 育 料・副食費

1．保育料・副食費の算定方法

保育料・副食費(おかず代)は、世帯の市町村民税所得割額や児童の年齢、保育時間等により決定します。児童の年齢は、４月１日現在の年齢で保育料を算定します。年度の途中で年齢が変わっても当年度中の保育料は変わりません。

祖父母等が入所児童を税や健康保険上、扶養していたり、生計の中心者である場合は祖父母等の税額も合算します。

なお、保育料・副食費を決定する際、「配当控除」「外国税額控除」「寄付金控除」「住宅借入金等特別控除」「特定増改築等に係る住宅借入金等の所得税額特別控除」等は適用せず、これらの控除前の税額で算定することになります。

令和９年４月～８月の保育料・副食費は、令和８年度市民税（令和７年１月～12 月中の収入）をもとに決定し、９月以降は令和９年度市民税（令和８年１月～12 月中の収入）をもとに決定します。

※所得未申告等により税額を確認出来ない場合、保育料の算定ができず、最高額に決定する場合がありますので必ず申告してください。

2．保育料徴収基準額

保育料の各階層の額については、国の基準や保育経費等を考慮し決定する予定です。

（参考までに令和８年度保育料徴収基準額一覧を P.16 に掲載しています）

3．３歳児以上の入所児童にかかる保育料

所得に関わらず、保育料は全員無償（０円）となります。

4．第２子目以降の入所児童にかかる保育料

同一世帯から２人以上の児童が入所（同時入所）している場合、第２子目は半額、第３子目以降は無償（０円）となります。※所得割額が 57,700 円未満の場合は、小学生以上も含めて児童のカウントをします。(p.17 参照)

5．３歳児以上の副食費

３歳児以上の副食費徴収・免除については、上記１のとおり決定します。

（３歳未満児の給食費は保育料に含まれています。）

公立の場合、令和８年度は月額 4,000 円（令和９年度以降の副食費は、入所決定の時期に改めてお知らせします)。私立の場合、施設により金額が異なります。

6．保育料・副食費の徴収日

毎月 25 日（金融機関が休みの場合はその翌営業日)、指定の金融機関より口座振替します。期日までに保育料・副食費を納付していただける預金をご準備願います。

※口座を変更する場合は、用紙をお渡ししますので保育所等へ申し出てください。

※私立施設については、各施設にお問い合わせください。

２．オンライン申込の準備

申込から利用決定までの流れ

1. 入所申込

表紙の期間に必要書類を揃えて申込んでください。※受付期間終了後も受付しますが、期間内に申込があった方から調整します。

2. 園庭開放に参加

第１希望施設の園庭開放に必ず参加してください。
※公立施設のみ。

3. 審査・利用調整

提出書類により審査し、保育の必要性の高いお子様から入所施設の利用調整をします。※全体の定員や年齢別の定員を超えた場合は、保護者の就労、家庭の状況等を考慮し、より保育の必要性の高いお子様が利用できるよう調整します。

4. 入所決定・通知

入所決定の場合、１月頃に支給認定証、入所(内定)承諾書を送付します。
入所できない場合や第１希望施設以外となる場合は､12 月中に意向確認書を送付する予定です。

5. 入園説明会に参加

公立施設：令和９年２月９日(火)10 時から各保育施設で行う予定です。年度途中で入所する方もご参加ください。
私立施設：各保育施設より日時や入園準備物等の案内があります。

6. 保育料等決定通知

４月初旬までに送付します。

電子申請フォーム「LoGo フォーム」のアカウント登録

LoGo フォーム（申込フォーム）利用にはアカウント登録が必要です。
申込開始後にフォームから登録することもできますが、事前に登録しておくとスムーズに手続きを行えます。

● **LoGo フォーム新規アカウント登録**

ＵＲＬ　➡　https://logoform.jp/login

ＱＲコード➡

次ページ「3.」以降参照

電子申請フォーム
「LoGo フォーム」アカウント登録方法

南あわじ市保育所等入所申込は、電子申請フォーム「LoGo フォーム」を使用します。
事前に登録を済ませておくとスムーズな手続きが可能です。

1. スマートフォンまたはパソコンで「ロゴフォーム」と検索するか下の URL を入力してください。
https://info.logoform.jp/

2.「ロゴフォーム」のページ最下部の「マイページを開く」をタップしてください。

3. ログインのページに変わります。最下部の「新規アカウント登録」をタップしてください。

3. 新規のアカウント登録を行います
アカウント登録は、(A)外部サービスと連携する方法と(B)メールアドレスから登録する2つの方法があります。

(A)外部サービスと連携して登録する方法

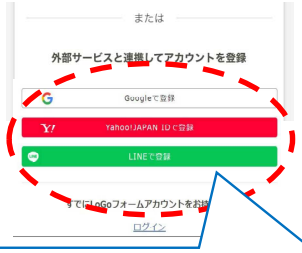

いずれかサービスのボタンをタップ(完了)

(B)メールアドレスから登録する方法

① メールアドレスを入力し
② アカウント登録用のメールを送信をタップ
(no-reply@logoform.jp が受信できるようにしておいてください)。

①メールアドレスを入力し、
②アカウント登録用のメールを送信をタップ

(B)メールアドレスから登録する方法(つづき)

③ ①で入力したアドレス宛にメールが届きます。メールに記載のURLをタップ
④ 新規アカウント登録画面に遷移します。
内容に沿って入力し確認をタップ。

③URLをタップ。
④新規アカウント登録画面の必要事項を入力
⑤確認タップで登録完了

⑤登録したメールアドレスに送られてきた**認証コード**を入力し、ログインしてください。

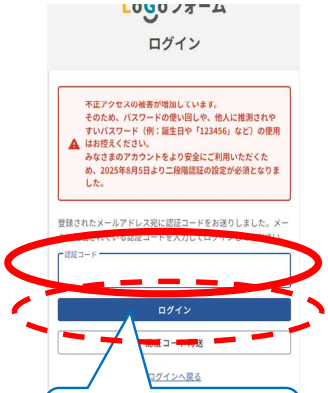

認証コードを入力し、「ログイン」をタップ

正常にログインできれば、アカウント登録は完了です。

３．提出必要書類の準備

提出必要書類（オンライン申込までにご準備ください）

●全員提出が必要な書類（①・②）

① **教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書**（全員オンライン入力）

② **保育を必要とする証明書**（全員添付。ただし「求職活動」、幼稚園・こども園１号認定申込の場合は添付不要）

児童保護者全員分の必要書類を添付してください(父母以外で生計中心者がいる場合は、その方の分も必要です）。

保育を必要とする理由		必要書類
(1)就労 (9)育休	会社員等	「就労証明書」 ・勤務先で証明を受けてください（修正がある場合は必ず勤務先の方が修正してください。その際、修正テープは使用しないでください）。 ・育休中で、復帰後(または復帰前月)入所予定の場合は、復職予定年月日が記載された証明が必要です（復帰後、改めて就労証明書の提出必要）。
	自営業・農漁業等	「就労証明書」 ・事業主から証明を受けてください。
	就労内定・就労予定	「就労証明書」または 「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他）」 ※入所後３か月以内に就労証明書の提出が必要です。
(2)母親の出産等		母子健康手帳の表紙・分娩予定日記載ページ ※出産後３か月以内に就労などの証明書の提出が必要です。
(3)疾病・障害等		疾病の内容や程度、療養の期間がわかる診断書
(4)病人の看護等		看護や介護を受ける家族の方がその必要があると分かる書類（診断書・身体障害者手帳等）
(5)家庭の災害		罹災証明書等の写し
(6)求職活動		― ※入所後３か月以内に就労証明書の提出が必要です。
(7)就学		在学証明書
(8)虐待・ＤＶ		各機関（子ども家庭センター等）での相談証明
(10)特例・その他		市長が必要と認める書類

※１　上記(3)～(6)および(8)の場合に提出が必要な「保育所等入所理由申立書(疾病・障害、看護・介護、求職活動、就学、その他)」は、上記①を入力することで提出があったものとします。なお、(6)求職活動の場合のみ、申込時に添付する書類はありません。

※２　(9)育休復帰の場合、復帰後に新たな就労等証明書の提出が必要です。

※３　(2)妊娠・出産、(6)求職活動の場合、入所後３か月以内に就労等証明書等の提出がない場合、退所となります。

③該当者のみ提出が必要な書類

＊**【令和７年１月１日時点で南あわじ市外に住民票がある世帯員がいる場合】**（単身赴任など）

該当する方のマイナンバーカードの写し（郵送可。オンライン申込に添付しないでください）。マイナンバーカードをお持ちでない方は、現住所地で取得した「令和８年度課税証明書」を添付してください。税情報は、保育料等算定に使用します。

＊**【世帯員に障害者がいる場合】**

障害者手帳、特別児童扶養手当受給証明書など

＊**【離婚調停中の場合】**

調停期日通知書など離婚調停中であることが分かる書類

４.受付期間内の申込

オンライン申込

受付期間内に申込を行ってください。
ただし、次の方は、オンライン申込ができません。こども未来課でお手続きください。

・市外施設へ申込む方（市外施設を選択できないため）
・マイナンバーカードやスマートフォンをお持ちでない方

※オンライン申込がうまくできなかった場合は、こども未来課窓口の端末で申込手続きのお手伝いをさせていただきますのでご来庁ください（受付時間８：30～17:00）。

●申込期間：令和８年１０月　１日（木）
令和８年１０月２０日（火）23 時 59 分まで

●電子申請フォーム（新規申込用）

※画像データは、鮮明に文字が写っているか必ず確認してください。

≪申込内容に不備がある場合≫
画像（証明内容）が不鮮明で文字が読み取れない、証明日が空欄、就労時間と希望する認定時間に相違がある（月間 120 時間未満の就労だが標準時間認定希望など）の場合に、こども未来課から申込者のメールアドレスや電話番号に連絡させていただきます。

◎こども未来課ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kodomo@city.minamiawaji.hyogo.jp　電話：0799-43-5219

５．園庭開放への参加について

園庭開放について

申込フォームの最後に「第1希望施設」での園庭開放参加希望日の予約をするようになっています。都合が合わない場合でも申込可能です。
予約日に必ず親子でのご参加をお願いします。

オンライン申込時の注意点と申込内容の確認等について

各ページ下部に入力内容を一時保存するボタンがありますので、1ページ入力ごとの保存をおすすめします。

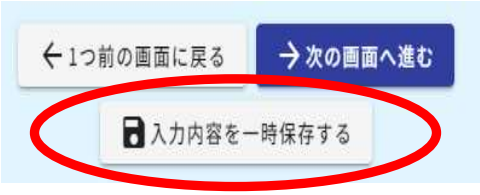

※入力途中でスマートフォンの別の操作をすると入力した情報が全て消えてしまいます。

一時保存後にブラウザを閉じた場合は、再度QRコード(左のページまたは表紙に掲載)を読み込み、Logo フォームにログインし、入力を再開してください(ログインには、新しい認証コードの入力が必要です)。

➡すべての入力が終わったら確認画面へ進む
➡入力内容確認画面で内容を確認し送信
➡「送信完了」画面が表示されます
必要に応じて「入力内容を印刷」してください。

◎申込内容の確認方法
送信完了時、登録したメールアドレスに送信されるメールに記載されているURLをタップすると申込内容を確認することができます。

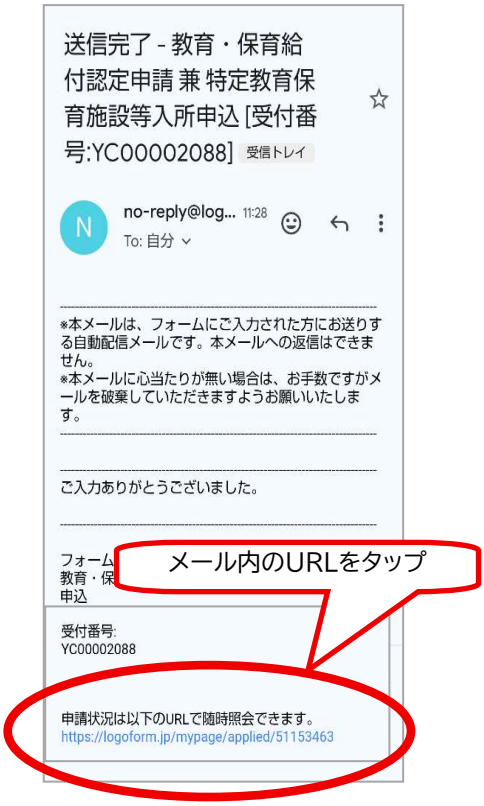

★申込完了後、申込内容の誤りや就労、家庭状況等に変更があった場合★

すみやかに、こども未来課へメールまたは電話連絡くださいますようお願いします。
≪こども未来課≫
電話:0799-43-5219
メール:kodomo@city.minamiawaji.hyogo.jp

広域入所（市外施設への入所申込）

南あわじ市に住民票があり、市外の保育施設へ入所希望する場合は、こども未来課で手続きしてください。入所要件は、市外の保育所等へ入所しなければならない相当な理由があり、かつ入所を希望する保育施設が所在する自治体が認めた場合となります。

市外の入所申込期間は、南あわじ市とは異なります。ご自身で当該自治体の申込期間を確認し、その期間中に提出が間に合うように、こども未来課へ申込書類を提出してください。（提出された申込み書類は、南あわじ市から当該自治体へ郵送しますので、余裕を持ってお手続きください）

年度途中の随時申込みについて

10 月の一斉受付終了後に、令和９年度途中に入所する必要が生じた方は、入所を希望する前月 15 日頃までに必要書類をこども未来課へ提出してください。ただし、年度途中の申込の場合、定員超過により入所できないことがあります。

入所できなかった際の証明について

速やかな職場復帰のために保育所等に申込をした結果、希望の施設が定員等で入所できなかった場合に、入所できない証明（保留通知書）を発行します。発行希望の場合は、こども未来課でお手続きください。なお、入所決定後に辞退した場合、保留通知は発行できません。

※育児休業および給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず入所申込をすることはできません。育児休業の延長や給付金については、勤務先やハローワークにお問い合わせください。

令和９年度の入所(園)式予定日

公立保育所(園)・こども園・・・令和９年４月６日(火)
公立幼稚園　　・・・令和９年４月９日(金)
私立施設　　・・・各園により異なります。

※後日、各施設より別途案内があります。

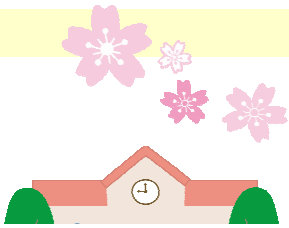

入所当初の保育時間（慣らし保育）

保育所等に通い始める児童は、集団生活に慣れるまで一定期間かかるのが通例です。このため、新しく入所される児童に限り、２週間程度短時間（お昼過ぎまで）の慣らし保育となります。ただし、勤務等の関係で短時間の保育がどうしても不都合である場合は、各保育施設へご相談ください。

入所後の注意事項

1．入所決定後や入所後に、申込内容について変更が生じた場合は、必ず変更申請を行ってください。保育料等が変更となる場合があります。変更は原則、申請翌月からとなります。

〔変更内容例〕　勤務先、就労時間、保育理由等の変更（就労⇔求職など）、離婚・結婚など
〔提出必要書類〕教育・保育給付認定変更申請書兼入所申込書記載事項変更届(オンライン申請または紙申請）、就労証明書などの証明書類

2．原則、月初入所、月末退所とします。日割りによる保育料の算定はしません。
　また、長期間休む場合でも保育料の還付はありません。

３．児童の保育所等への送迎は、保護者の責任で行ってください。

４．無断欠席について

欠席される場合は、事前に保育所等へご連絡ください。

無断欠席を２～３日されますと、保育所等の職員または、こども未来課職員が電話連絡や自宅訪問をすることがあります。

５．保育の実施解除（退所）について

次のような場合、保育の実施を解除（退所）することがあります。

(1)手続において書類の不備、虚偽があった場合

(2) 「妊娠・出産」を理由に入所した方で、産後３か月以内に就労等の保育を必要とする証明書が提出されない場合（保育の必要性がないと判断します）

(3)「求職活動」を理由に入所した方で、入所後３か月以内に就労等の保育を必要とする証明書が提出されない場合（保育の必要性がないと判断します）

６．保育料等の滞納について

(1) 保育料等を３か月以上滞納すると、児童手当より特別徴収を行う場合があります。

※特別徴収とは、「保育料(現年度分に限る)」を滞納している児童手当受給者の方を対象として、児童手当からその滞納分を差し引いて手当を支給するものです。これは、受給者の意思に依らず市の判断により強制的に徴収を実施する制度です。

(2) 保育料等の支払方法を相談されたい方は、こども未来課に事前連絡のうえお越しください。

(3) 保育料の滞納が長期にわたる場合は、法律に基づき差し押さえ等の処分を受けることがあります。

７．市民税の申告をされていない方について

令和９年度保育料等は、前年度・当年度市民税で決定されます。

申告をされていない方は、市民税額がわからないため、保育料徴収基準額を最高額（第８階層）に決定することになりますので、お早めに手続きください。

申告が必要となる方とは次に該当する方です（例外あり）。

(1) 確定申告や市民税の申告をしていない。

(2) 会社等からの給与支払報告等が税務課に提出されていない。

(3) 申告や給与支払報告書の中で誰の扶養にもなっていない。

・事業収入・給与収入のある方は、配偶者等の扶養になっている、収入が少ないなどにかかわらず、必ず、市の税務課で申告してください。

・保育所の入所の際に就労証明を提出されている方で、その収入のデータがなければ、扶養されていても申告されていないと判断し、保育料徴収基準額を最高額（第８階層）に決定する場合があります。

８．年度途中で市民税額が変更となる場合について

年度途中に税額が変更になった場合は、こども未来課にご連絡ください。

病後児保育について（市こども園病後児保育室）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やケガの回復期にある集団保育等が困難なお子さまについて、看護師と保育士がお子さまの体調に合わせ、一時的に専用の保育室でお預かりし、保育を行います。

利用できるのは、南あわじ市民で、市内保育所等に在籍する１歳児から５歳児までのお子さまです。利用には、事前の登録が必要です。利用を希望する場合は、こども未来課へお問い合わせください。

★認可保育施設に入所していないお子さま対象のサービス

一時保育サービスについて（市こども園・福良こども園）

保護者の方がパートなどで週１～３日だけ断続的に働いたり、農作業などで一時的に保育できない場合や、ケガ・病気で入院する等のために家庭で保育が困難となった場合、または出産など緊急時の必要な時にお子さまを保育施設（市こども園・福良こども園）でお預かりします。毎日保育施設に通うのではなく、断続的な入所を希望する場合に利用することができます（月の利用日数には上限があります）。

利用できるお子さまは、認可保育施設に入所していない児童です（里帰り出産等を除く）。利用するためには、保育所入所と同様に保育を必要とする証明書等を利用希望の約 15 日前までに提出する必要があります。定員のため利用できない場合もありますので、事前にこども未来課または各施設へお問合せください。

こども誰でも通園制度（子育て学習・支援センター・幼保連携型認定こども園松帆南）

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設された制度です。

保育所等に通っていない０歳６か月～満３歳未満のお子さまが対象で、利用するための理由は必要ありません。

はじめて利用するときは、事前に市の認定を受ける必要があります。利用申請は、下の二次元コード「つうえんポータル」（こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト：こども家庭庁ホームページ）からお手続きください。

つうえんポータル
（利用申請）

市ホームページ

Q１．現在、育休中で、上の子を来年４月に年少（３歳児）クラスで入園、下の子を育休復帰に合わせ来年１０月に入園させたい場合は、どのように申込みすればいいでしょうか。

Ａ１．１人の保護者について、保育を必要とする理由は１つしか選択できませんので、入所月の早いお子さまに対する保育理由を選択してください。添付書類は、「育児休業期間」と、下のお子さまの入所理由となる「復職予定日」を記載した就労証明書を提出してください。下のお子さま入所後は、現に復職したことを証明する就労証明書を改めて提出していただきます。

●申込フォームの入力方法

【保護者の情報】	保育を必要とする理由：育児休業取得 証明書：就労証明書（育休期間、復職(予定日)記載）
【児童（１人目）の情報】	入所月：令和９年４月 保育を希望する時間：短時間（育休の場合、標準認定不可）
【児童（２人目）の情報】	入所月：令和９年１０月 保育を希望する時間：標準時間または短時間 （就労時間 120 時間以上で標準認定可）

Q２．妊娠・出産の時期に入所を希望しています。出産後、就労することを考えていますが、引き続き保育施設に通所することはできますか？

Ａ２．妊娠・出産での入所は、産前２か月、産後３か月間ですが、出産後、就労する場合は、産後３か月が経過までに、就労証明書を添付した認定変更申請があれば、継続利用が可能です。この場合、入所時の保育理由は「妊娠・出産」ですので、申込の際は、母子手帳の写しを提出してください。

※出生前の児童の育休終了に伴い復職する場合も申込が可能です。申込フォームの児童名には「ベビー」、生年月日は分娩予定日を入力してください。証明書は、産前産後休暇または育児休業期間が記載された「就労証明書」を提出してください。時期が早いなどで就労証明書の記載が難しい場合は、母子手帳の表紙（保護者氏名記載のページ）と分娩予定日を記載したページ提出してください。また、出生後は、必ず、こども未来課へご連絡ください。

なお、産後に就労しないなど、他の保育理由がない場合は退所となります。

Q３．育児休業が令和９年５月２０日に終了します。入所前月から入所できますか。

Ａ３．育児休業が終了する前月である４月はまだ育児休業期間中ですが、「就労」を理由に入所することができます。育児休業中の認定は原則短時間認定ですが、育休復帰の場合に限り、月間就労時間が１２０時間を超える家庭であれば、標準認定も可能です。証明書は、育児休業期間と復職予定日を記載した就労証明書を提出してください。

（参考）

妊娠・出産、育休取得予定の方へ

保育所を利用する理由（就労、妊娠・出産、育休等）が変わる場合、認定変更が必要です。認定変更をする前月中に下記書類を添付した「教育・保育給付認定変更申請書兼入所申込書記載事項変更届」を利用中の保育所等または、こども未来課へ提出してください。認定変更は申請書提出翌月からとなります。

① 出産（予定）日

年　月　日

【することリスト】

・母子手帳(写) を保育所 or こども未来課へ提出
（産休に入る頃に）

① 妊娠・出産（産前・産後休暇取得）する場合

保育を必要とする理由を【妊娠・出産】に変更
＊認定期間（保育所等を利用できる期間）は産後おおむね3ヶ月まで
（例：出産日が 15 日以前の場合、出産月を含めて3ヶ月間、
出産日が 16 日以降の場合、出産翌月から3ヶ月間）
＊【妊娠・出産】の場合、産前2ヶ月・産後3ヶ月間は希望により標準時間認定で保育所等の利用ができます。

★添付書類：母子手帳の表紙と分娩予定日記載ページの写し

② 育休取得予定日

年　月　日

【することリスト】

1. 勤務先で「就労証明書」を作成してもらう
2. 産後3ヶ月以内（　　月末）までに 就労証明書 を保育所 or こども未来課へ提出

②-1 育児休業を取得する場合

保育を必要とする理由を【育児休業】に変更
＊【育児休業】の間は全員、短時間保育認定になります。

★添付書類：『就労証明書』（「9 育児休業の取得」欄の記載必要）（勤務先で作成してもらってください）

②-2 保育理由がない場合

産後3ヶ月経過後、保育所を利用する理由がないと退所になります。

※産後3ヶ月経過するまでに保育が必要な証明書を提出してください。

③ 復職予定日

年　月　日

【することリスト】

1. 勤務先で「就労証明書」を作成してもらう
2. 認定変更希望の前月中（　　月末）までに 就労証明書 を保育所 or こども未来課へ提出

③ 育児休業から復職する場合

保育を必要とする理由を【就労】に変更
＊標準時間認定を希望する場合、育休復帰の前月から「就労・標準時間認定」が可能です。
（例：5 月 25 日育休復帰の場合
5月 1 日から「就労・標準時間」に変更
又は前月の4月1日から「就労・標準時間に変更

★添付書類：『就労証明書』（「11 復職（予定）年月日」欄の記載必要）
（勤務先で作成してもらってください）

【短時間と標準認定】

「短時間認定」とは・・・
就労月間合計 64～120 時間未満の場合に保育所等を 16 時まで利用できる認定
「標準時間認定」とは・・・
就労月間合計 120 時間以上の場合に保育所等利用が 18 時まで利用できる認定
※短時間・標準で保育料が 1～2 千円程度異なります

南あわじ市教育委員会こども未来課　0799-43-5219

参考資料（保育料徴収基準額について）

令和８年度の南あわじ市保育料徴収基準額一覧です。
令和９年度は、変更になる場合がありますのでご了承ください。

◎税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。
◎市町村民税所得割の額を課された賦課期日において、指定都市の区域内に住所を有していた場合は、賦課期日において南あわじ市に住所を有していたとみなして算定した額とします。
◎結婚・離婚等で家族構成が変更になりましたら、保育料が変更になることがありますので、必ず手続きをお願いいたします。
◎年度途中に税額が変更となった場合（修正申告等）についても、こども未来課までご連絡をお願いします。

<table>
<tr><th colspan="4">各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分</th><th colspan="4">徴収基準月額（年齢は令和８年４月１日現在）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">階層区分</th><th colspan="3" rowspan="2">定　　義</th><th colspan="2">３歳未満児の場合</th><th colspan="2">３歳児以上の場合</th></tr>
<tr><th>標準時間認定</th><th>短時間認定</th><th>標準時間認定</th><th>短時間認定</th></tr>
<tr><td>第１階層</td><td colspan="3">生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）等</td><td>０円</td><td>０円</td><td colspan="2" rowspan="5">保育料　０円
給食費　０円</td></tr>
<tr><td>第２階層</td><td colspan="3">市民税非課税世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第３階層</td><td rowspan="8">市民税
（所得割額）</td><td colspan="2">４８，６００円未満</td><td>１９，５００円</td><td>１７，５００円</td></tr>
<tr><td>ひとり親等世帯</td><td>９，０００円</td><td>９，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第４階層</td><td colspan="2">４８，６００円以上
５７，７００円未満</td><td>２８，０００円</td><td>２６，０００円</td></tr>
<tr><td>ひとり親等世帯
77,101 円未満</td><td>９，０００円</td><td>９，０００円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">５７，７００円以上
９７，０００円未満
※ひとり親等世帯については、77,101 円以上</td><td>２８，０００円</td><td>２６，０００円</td><td colspan="2" rowspan="6">保育料　０円
給食費　別途徴収</td></tr>
<tr><td>第５階層</td><td colspan="2">９７，０００円以上
１６９，０００円未満</td><td>３７，０００円</td><td>３５，０００円</td></tr>
<tr><td>第６階層</td><td colspan="2">１６９，０００円以上
３０１，０００円未満</td><td>４１，５００円</td><td>３９，５００円</td></tr>
<tr><td>第７階層</td><td colspan="2">３０１，０００円以上
３９７，０００円未満</td><td>４５，０００円</td><td>４３，０００円</td></tr>
<tr><td>第８階層</td><td colspan="2">３９７，０００円以上</td><td>４８，０００円</td><td>４６，０００円</td></tr>
</table>

◎「ひとり親世帯等」に該当するのは以下の世帯です。

①ひとり親世帯

②在宅障害児（者）のいる世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方のいる世帯
特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者のいる世帯

③その他の世帯・・・保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯

多子世帯やひとり親世帯等への保育料の負担軽減について

＜きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に２人目は半額、３人目以降は無料となります※１＞
※１　階層区分によって、多子計算のカウント方法が異なります（下図参照）。
※２　給食費は半額の対象となりません。

市民税所得割額　57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の世帯（小学生以上もカウントする）
※ひとり親世帯等は、２人目以降無料となります

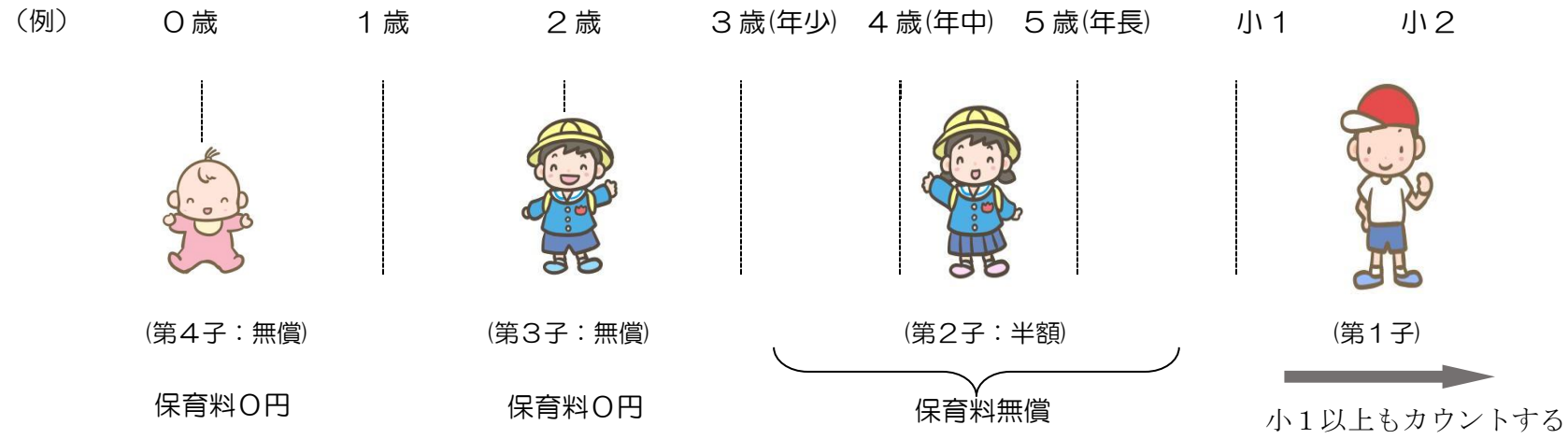

市民税所得割額　57,700 円以上（ひとり親世帯等は 77,101 円以上）の世帯（小学生以上はカウントしない）

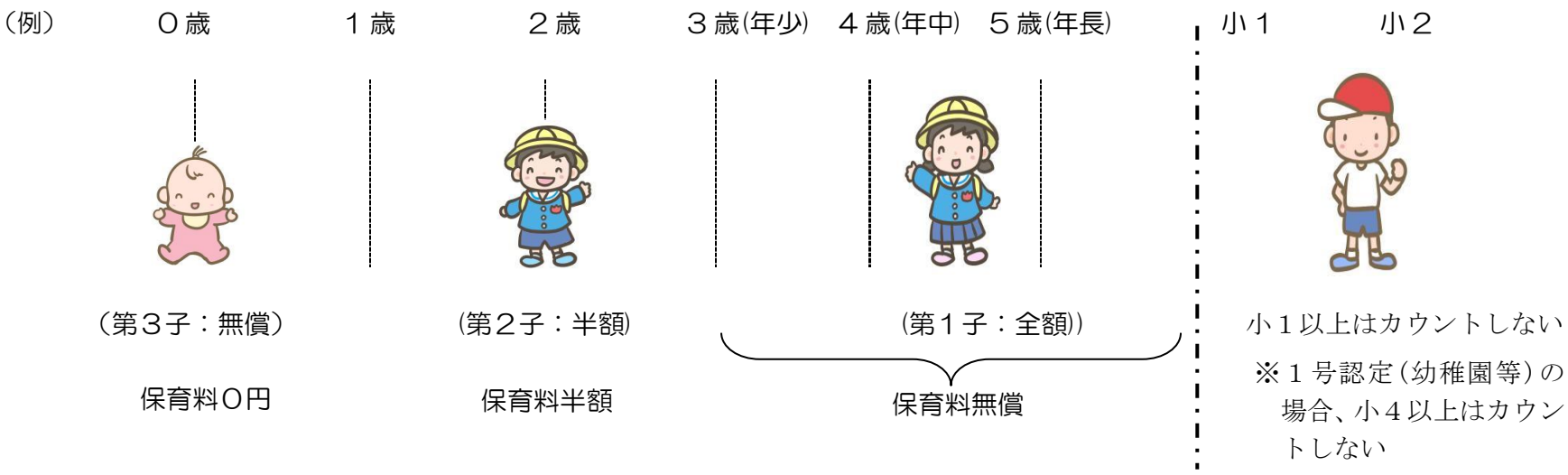

市内保育所等一覧

１．（公立）保育所(園)

	所　在　地	電話番号	定員	受入年齢	開所時間等
広田保育園	広田中筋 195 番地 1	45-0040	150	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
倭文保育園	倭文庄田 275 番地	46-0654	60	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
榎列保育所	榎列下幡多 432 番地	42-2392	120	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
八木保育所	八木鳥井 427 番地	42-0559	120	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00 土曜日保育(集約)※8：00～18：00
神代保育所	神代地頭方 1496 番地 1	42-1252	120	生後 10 ヵ月以上	平日　7：30～18:30 延長保育(有料)7：00～19：00
志知保育所	志知佐礼尾 363 番地	42-3101	45	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
賀集保育所	賀集 1028 番地	54-0458	120	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
北阿万保育所	北阿万新田中 57 番地 1	55-0075	90	生後 1 歳以上	平日　8：00～18:00
阿万保育所	阿万下町 41 番地	55-0133	90	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00

※土曜日保育は、市立保育所等を集約し八木保育所で実施しています。

２．（公立）幼保連携型認定こども園

伊加利こども園	伊加利 614 番地 2	39-0026	36	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
市こども園	市三條 886 番地	42-0215	175	生後 10 ヵ月以上	平日　7：30～18:30 延長保育(有料)7：00～19：00 一時保育、病後児保育

３．（公立）幼稚園

湊　幼稚園※1	湊 736 番地	36-2835	45	3 歳児以上	平　日　8：30～16：00
志知幼稚園※1	志知南 15 番地	36-3340	45	3 歳児以上	平　日　8：30～16：00
津井幼稚園※2	津井 2280 番地 2	43-5219	45	3 歳児以上	平　日　8：30～16：00

※1 申込少数の場合、休園となる可能性があります。
※2 休園中。申込少数の場合、引き続き休園となります。

４．（私立）幼保連携型認定こども園

公私連携幼保連携型認定こども園 福良こども園	福良乙 1198 番地 1	52-0252	63	生後10ヵ月以上	平　日7：30～18：30 一時保育有 土曜日7：30～12：30
幼保連携型認定こども園 松 帆 北	松帆櫟田 198 番地	36-2410	40	生後 2 ヵ月以上	月～土7：30～18：30
幼保連携型認定こども園 松 帆 南	松帆高屋乙 192 番地	36-2344	66	生後 2 ヵ月以上	月～土7：30～18：30

５．（私立）地域型保育所

すくすく保育園	八木寺内 1152 番地 1	43-2139	19 (地域枠 5)	生後 2 ヵ月以上	月～金7：30～18:30 土曜日7：30～18:00
翁寿園保育所	八木寺内 373 番地 1	42-6006	7 (地域枠 2)	生後 10 ヵ月以上	月～土8：30～18:00
よつば保育園	広田広田 889 番地 9	45-1551	12	生後 10 ヵ月以上	平　日7：30～18：30 土曜日8：30～17：30
沼島よつば保育園	沼島 2368-1 沼島総合ｾﾝﾀｰ内	070-1066 -2605	6	生後 10 ヵ月以上	平　日8：30～17：00 土曜日(第 2・4):9：00～15：00

６．（私立）幼稚園

淡路さゆり幼稚園	潮美台 1 丁目 26 番地	52-0778	15	満 3 歳以上	平　日　9：00～18：00

南あわじ市教育委員会こども未来課（市役所第１別館２階）
電話：０７９９-４３-５２１９　／　メール：kodomo@city.minamiawaji.hyogo.jp